

## 課題と論点及び今後の方向性（案）について

### 1 認定制度のスキームについて

#### 【前回部会における委員意見】

- 現在の認定制度では、同じ種類の製品を製造する、何段階のカスケード利用をするといった繰返し可能な製品に関する認定基準がないが、基準に入れると、現在の認定製品は全部認定外になりかねないので、2段階の認定にしなければならない。
- 「質の高いリサイクル」を推進するためには、製品の特性、費用が関わってくるので、その点を踏まえて制度のスキームを検討すべき。

#### 課 題

- 府循環型社会推進計画や国の循環型社会形成推進基本計画に掲げる「質の高いリサイクル」を推進する必要がある。
- リサイクル率が高くても、マテリアルリサイクルが進んでいない循環資源がある。
- 認定製品には、繰返しリサイクルされているものが少ない。

#### 論 点

- 条例に基づく認定制度の目的を踏まえつつ、「質の高いリサイクル」を推進するために、認定制度のスキームをどのように見直すか。
  - ・繰返しリサイクルされている製品を「質の高いリサイクル」に該当する製品とし、その他のリサイクル製品と区別して、2段階の認定とするか。

#### （今後の方向性）

認定制度は、循環資源の流れの中で「再生資源」から「製品」の流れを、「製品の認定」という手法で支援する制度であり、認定事業者へのアンケート結果では、認定制度は有効な制度と評価されている。

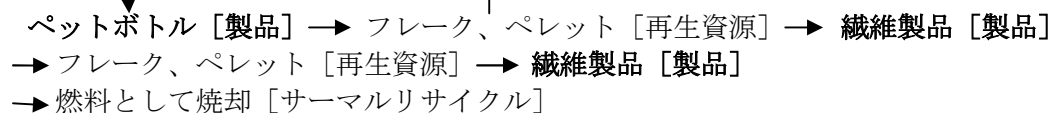
さらに、「質の高いリサイクル」を促進するためには、これまでのスキームに加えて、「繰返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを設ける必要がある。

このため、リサイクル製品の使用後の「使用済み」の回収・再生に着目し、「使用済み」から「再生資源」への流れが確立されているなどの製品を「繰返しリサイクルされている製品」とし、その他のリサイクル製品と区分して、2段階の認定とする。

## 「質の高いリサイクル」とは

サーマルリサイクルや建設資材等への再利用などのような一回限りのリサイクルではなく、繰返し循環的に利用することが可能な素材としてのリサイクルをいう。

### 質の高いリサイクルの例



## 2 認定の対象品目及び基準について

### 【前回部会における委員意見】

- 繰返しリサイクルが可能な製品をその他のものと区別して認定するにあたっての基準が不明瞭なので、現在の製品の中でどれが該当するのか、シミュレーションしてみればどうか。
- 製品について、繰返しリサイクルが「無理」「経済的に支援をしたらできるかもしれない」「経済的に成り立っているのでできる」といった仕分けをすると、支援の必要性まで含めて考えられるのではないか。
- 再生舗装材は認定製品の品目数が多いが、これがない場合でも有効な制度であるべき。再生舗装材がある場合とない場合で検討すべき。
- リサイクルがほぼ完全に進んでいるのが認定を継続しない理由であれば、リサイクル率が何%に達したものを外すのか、その理由は何かといった議論が必要である。
- 制度を「支援策」として認めている事業者に対しどうするのか。どれを対象にしてどれを対象にしないかといった選択を公正にするための基準が必要である。

### 課 題

- 認定の対象品目・基準は、制度創設以来ほとんど見直されていない。
- 繰返しリサイクルされている製品をどのように分類するのか。

### 論 点

- リサイクルに関する制度・施策やリサイクルの進展の状況、府の認定制度の現状・経緯を踏まえ、制度のスキームの見直しと併せて、認定の対象品目や基準を見直す必要はないか。
  - ・「繰返しリサイクルされている製品」と「その他のリサイクル製品」の2段階の認定とする場合、どのような基準で「繰返しリサイクルされている製品」を認定するか。
  - ・認定制度による支援の必要性が低くなった製品については、対象品目から外してはどうか。また、その場合の基準は、どのような基準とするか。

(今後の方向性)

①繰返しリサイクルされている製品の基準の考え方について

- 製品が使用された後の使用済品を、「生産者が自ら回収し、リサイクルされる製品」、又は「回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高い製品」については、繰返しリサイクルがされている、又はされる見込みが高いことから、「その他の製品」と区分して認定することが考えられる。

※資料3（視点1のシミュレーション結果）、環境省策定の「プレミアム基準策定ガイドライン」を参考に設定

②認定の対象品目の考え方について

- 法令等により使用済品の再生資源化が義務付けられている原料を使用しており、かつ、利用促進の枠組みが確立している製品については、府の認定制度が無くても、他の制度によりリサイクルや製品の利用が進むため、対象品目として継続する必要性は低いと考えられる。

※資料3（視点2・3のシミュレーション結果、法令等による資源回収・リサイクル・製品利用の促進の仕組み）を参考に設定

- 認定の対象外となる製品が出てくる場合、認定制度を活用している事業者の間で認定時期のずれによる不公平が生じることを防ぐため、例えば認定期間終了時期が同じになるような措置を講ずることが考えられる。

(参 考) プレミアム基準策定ガイドライン (平成25年3月 環境省) より抜粋

国等の機関における環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたもの

【プレミアム基準】

環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準

3 プレミアム基準の設定に関する対応方針及び要件

3-1 主な環境政策への対応方針

(1) 温暖化防止・低炭素社会 (略)

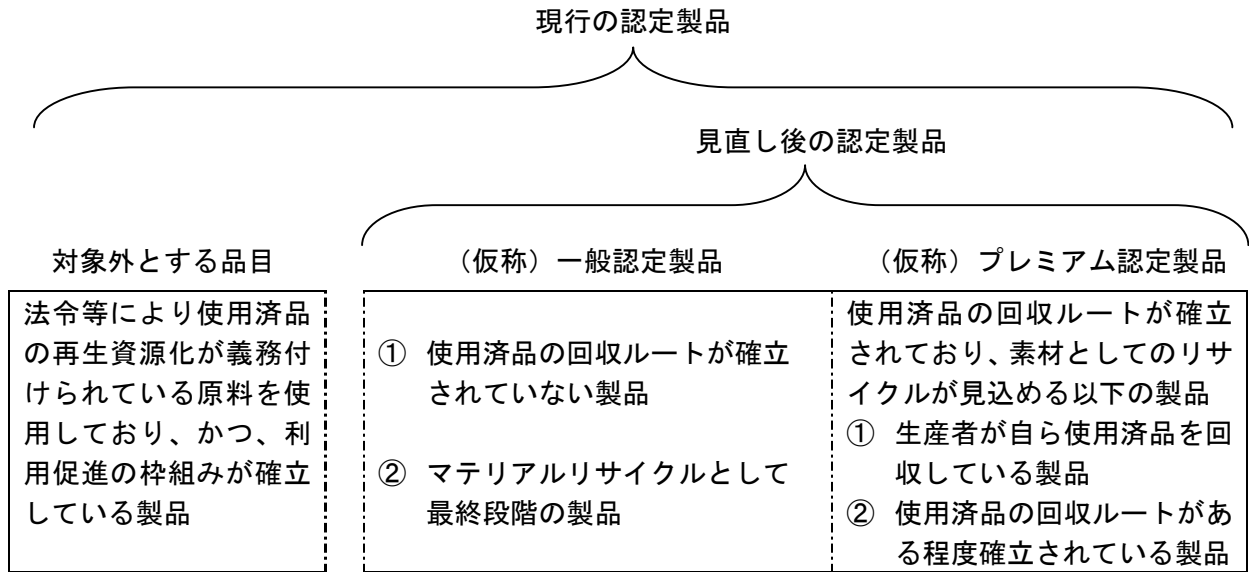
(2) 省資源・物質循環

省資源・物質循環については、循環型社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合には、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。

- ・天然資源等の消費抑制に寄与する基準
- ・3R の取組のうち、特に発生抑制 (ダウンサイジング、長期使用を含む)、
- ・再使用の推進に寄与する基準
- ・再生利用については、水平リサイクルのような高度なりサイクルを定着させることに寄与する基準
- ・使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築に寄与する基準
- ・未利用資源の活用に寄与する基準
- ・適正処理の確保に寄与する基準

(3) 生物多様性の保全 (以下略)

## リサイクル製品認定制度の見直しイメージ



### 3 認定制度及び認定製品の普及・PRの取組みについて

#### 【前回部会における委員意見】

- 府民の目に留まらなると、興味、関心を持ってもらえない。
- 認定制度は、認定により製品が広く認知され、販売の促進もされることを目的としているが、認定されても販売実績が上がっていない製品が見られる。今後どのように考えていくか。
- 事業者は認定制度に対し、「安全性の証明」を期待しているが、実際は安全性の審査を行っていない。

#### 課 題

- 認定製品は府民の認知度が低く、また府民が見かけることが少ない。府民の目に留まらなければ、興味・関心を持ってもらえない。
- 認定はされているが、販売実態がない又は販売実績が上がっていない製品がある。
- 認定事業者の中には、認定を「安全性の証明」として活用している例がある。

#### 論 点

- 府民が認定製品を見かける機会を増やすためには、どういう取組みが必要か。
- 府民の生活と関わりのある認定製品を増やすためには、どういう取組みが必要か。
- 府民や事業者に対する制度のPRをどう進めていくか。

(今後の方向性)

①府民が認定製品を見かける機会を増やすための取組みについて

- 認定製品は、府民にとって身近な日用品や事務用品等の認定数が少なく、府民が見かけることが少ないため、府民にとって身近な製品や認定制度について、府民向けのPRを関係団体との連携などにより進めていく。

②府民の生活と関わりのある認定製品を増やすための取組みについて

- 府民にとって身近な日用品や事務用品の認定製品を増やすため、製造する事業者に対するPRを進めていく。

③府民や事業者に対する制度のPRの進め方について

- 事業者に対し、見直し後の認定制度について、幅広くPRしていく。
- 「質の高いリサイクル」を進めるために、繰返しリサイクルされている製品については、重点的に普及・PRを進めていく。
- 認定製品の品質の取扱いについては、認定制度の趣旨等を踏まえた適正な取扱いを徹底させていく。

#### 4 認定制度の点検・評価について

(今後の方向性)

- 認定事業者に毎年販売実績等の報告を求めるとともに、事業者や府民に対する制度のアンケートを行い、結果等を用いて、認定制度の点検・評価を行う。

#### 5 その他の委員意見

- リユース品の認定制度を検討すればどうか。
- 認定の申請は、他薦でもよいことにすればどうか。
- リサイクルに関する啓発活動として、身近なところだけではなく、社会の中の色々な場面でリサイクルされた製品を使用していることを、子どもが知る機会を設けていくべきではないか。